通学用自転車貸出申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　西脇市長　　片山　象三　　様

　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　電話番号

　裏面に記載する使用規約を遵守し通学用自転車の貸出を申込みします。

自転車貸出No.

１　使用者の詳細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自転車の使用者 | 住所 |  | | |
| 氏名 | （フリガナ） | 申請者  との続柄 |  |
| 学校名 |  | 学年 | 年 |
| 貸出期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで  ※定期券の有効期間が貸出日の期限になります | | |
| 自転車の保管場所 | |  | | |

□　定期券の内容について、西脇市通学定期券補助金交付申請の内容に相違ありません。

２　添付書類

　⑴　申請者の本人を確認する書類の写し

　⑵　在学を証明する書類の写し

　⑶　通学定期券の写し

　⑷　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

使用規約

　　通学用自転車の貸出を受けるに当たり、以下の事項を遵守します。

１　貸出条件等

　⑴　道路交通法その他の関係法令を遵守すること。

　⑵　当該自転車の利用最寄り駅までの移動は使用者が行うこと。

　⑶　当該自転車を適切に保管及び管理を行うこと。

　⑷　当該自転車を盗難から守る措置を行うこと。

　⑸　当該自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

　⑹　当該自転車に改造は行わないこと。

２　点検

　　使用者は借り受けした自転車を利用するときは、ブレーキの効き、タイヤの空気圧の状態等、安全かつ適正に自転車を使用できるか否かを点検すること。

３　修理・破損

　　パンク、チェーンの外れ等の修理については、使用者の負担にて行うこと。また、返却時に貸出時と比べ、フレーム、ライト、鍵等の変形及び破損がある場合は、原則としてその修理に要した費用は使用者が負担すること。

４　事故

　　貸出期間中に事故に遭われた場合は、速やかに警察に連絡する等法令で定められた措置をとるととともに、まちづくり課に事故の発生の日時、場所、事故の状況等を報告すること。賠償責任保険には加入していますが、補償については保険の範囲内での補償とし、保険範囲を超えての一切の責任は負いません。

５　盗難・紛失

　　貸出期間中に盗難に遭い、又は紛失した場合は、速やかにまちづくり課に連絡すること。盗難、紛失した場合の車両代金等の費用は使用者が負担すること。また、放置禁止区域等に移動・保管された場合は、返還を受ける際に要する費用は使用者が負担すること。